

平成30年 2月27日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

## 県民・スポーツ常任委員会報告資料

県 民 局



## 目

## 次

	ページ
1 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について ……	1
2 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県民局所管条例の見直し結果について ……	4
3 国際言語文化アカデミアの機関評価結果と今後の対応について ……	8
4 かながわ子どもみらいプランの中間年の見直し案について ……	13

# 1 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

## (1) 趣旨

平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、既に達成された目標値の見直しや取組内容の充実等を図り、より効果的に取組みを進めていくために、改訂を行う。

## (2) 経過

- ・ 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2016年度評価報告書」（平成29年11月）のとりまとめに際し、神奈川県地方創生推進会議及び県議会から、K P I（重要業績評価指標）の達成状況やこれまでの取組みの成果を踏まえ、既に達成された目標値の見直し、目標項目や数値の捉え方の検証、取組内容の充実などの対応が望まれる、との指摘を受けた。
- ・ 庁内において、主な取組みやK P Iの見直しについて検討・整理するとともに、平成30年1月24日開催の神奈川県地方創生推進会議において、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂について議論し、方向性の了承を得た。

## (3) 改訂の概要 <「参考資料1、2」参照>

### ア 「主な取組み」の追加・見直し

- ・ 追加した「主な取組み」の数 7（「主な取組み」を追加した小柱 5）

基本目標	中柱	小柱	追加した「主な取組み」
2	(2) 神奈川モデルのショーケース化	③ロボットと共生する神奈川の発信	県民に向けたロボット活用に見える化の推進
	(3) 観光プロモーションの推進	①外国人観光客の誘致促進	外国人観光客受入環境の整備
3	(3) 働き方の改革	①多様な働き方ができる環境づくり	働き方改革に係る企業への支援
			がん患者の就労支援
4	(1) 健康長寿のまちづくり	①未病を改善する環境づくり	保健医療データの活用による未病改善の推進
			未病改善に向けたメタボリスク指標の構築・活用促進
		②高齢になっても活躍できる社会づくり	「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援

- ・ 名称変更した「主な取組み」の数 1

基本目標	中柱	小柱	改訂前	改訂後
1	(5) 産業創出・育成	③県内産業の成長促進	農林水産業の活性化	農林水産業の活性化による地産地消の推進

## イ 数値目標の見直し

基本目標	数値目標	2019年目標値(暦年)	
		改訂前	改訂後
2	外国人旅行者の訪問者数(暦年)	210万人	359万人

## ウ KPIの見直し

- ・ 目標値を見直したKPIの数 10(うち、下方修正 1)

基本目標	中柱	小柱	KPI	2019年度目標値	
				改訂前	改訂後
1	(2) ロボット産業	① ロボット関連産業の創出・育成	生活支援ロボットの商品化件数(累計)	18件	25件
	(5) 産業創出・育成	③ 県内産業の成長促進	神奈川県プロ人材活用センターにおける相談件数	300件	400件
	(6) 就業の促進	① 就業の促進	農林水産業への新規就業者数	153人	148人
2	(2) 神奈川モデルのショーケース化	③ ロボットと共生する神奈川の発信	生活支援ロボットを体験する取組みに参加した人数(累計)	21,000人	21,200人
3	(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援	③ 妊娠・出産を支える社会環境の整備	風しん予防接種者報告件数(累計)	40,000件	80,000件
		④ 子育てを支援する社会の実現	かながわ子育て応援パスポートの協力施設数(累計)	2,500施設	3,540施設
			子育て世代包括支援センターの設置箇所数(累計)	33箇所	91箇所
4	(1) 健康長寿のまちづくり	② 高齢になっても活躍できる社会づくり	認知症サポート医の養成人数(累計)	250人	300人
	(2) 持続可能な魅力あるまちづくり	① 人口減少社会に対応したまちづくりの推進	空家等対策計画を策定した市町村数(累計)	13市町村	18市町村
		③ 安全で安心なまちづくりの推進	消防団の団員数	維持	維持 (計画期間内最大団員数を維持)

・ 追加したK P Iの数 4

基本目標	中柱	小柱	追加したK P I
2	(1) 神奈川ライフの展開	① 神奈川ライフの展開による移住・定住の促進	県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の三浦半島地域の割合
			県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の県西地域の割合
4	(2) 持続可能な魅力あるまちづくり	① 人口減少社会に対応したまちづくりの推進	市街地再開発事業の完成地区数（累計）
		② 個性豊かなまちづくりの推進	湘南邸園文化祭の参加人数（累計）

エ S D G s（持続可能な開発目標）に関する記述を追加

- ・ 神奈川の地方創生の実現に向けて、S D G s を念頭に総合戦略に示した施策を着実に推進する。

【参考】

	基本目標	中柱	小柱	主な取組み	K P I
策定時 （平成28年3月）	4	16	31	108 （再掲3を含む）	74 （再掲5を含む）
前回改訂 （平成29年3月）				108 （再掲3を含む）	88 （再掲6を含む）
今回改訂 （平成30年3月）				115 （再掲3を含む）	92 （再掲6を含む）

(4) 今後の予定

平成30年3月 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年3月改訂）公表

## 2 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県民局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過することとしており、今回、県民局において所管する次の3条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直しの結果

改正及び運用の改善等を検討する必要がある条例

条 例 名	見直し結果
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例	認定特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を受けている場合、毎年提出及び備置きが義務付けられる書類に重複するものがあり、改善の余地がある。

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

条 例 名	見直し結果
認定こども園の要件を定める条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

条例の見直し結果概要

条 例 名	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例	
施 行 日	平成24年2月1日	
所 管 室 課	県民局くらし県民部NPO協働推進課	
条 例 の 概 要	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により県民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「県指定法人」という。）を条例で定めるために必要な基準及び手続を定めるとともに、県指定法人の適正な運営組織及び事業活動の実施を確保するための措置等について定めることを目的とする。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、地方税法第37条の2第1項第4号が条例で定めるとしている県指定法人に必要な基準や手続、運営を行う際の要件を定めたものであり、本条例は必要である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県指定法人への寄附者が寄附金の4%（政令市在住者2%）の県民税の税額控除を受けることができるほか、県指定法人となることにより、寄附者が所得税の軽減を受けることができる認定特定非営利活動法人の認定基準の1つ（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハ）に適合することから、認定特定非営利活動法人への申請を促進する効果を有している。このほか、県指定法人となることで、法人の信用性が高まり、寄附金を募集しやすくなるなどの効果もあり、県内の寄附文化醸成に有効に機能している。 [備考] 県指定法人数 56法人（平成29年12月31日時点）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例は、指定に関する必要な基準及び手続等を明確に規定しているが、認定特定非営利活動法人が県指定法人の指定を受けている場合、毎年提出及び備置きが義務付けられる書類に重複するものがある。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわグランドデザイン」に基づき県が進める「NPOの自立的活動にむけた支援」の一環として、特定非営利活動法人の財源確保や県内の寄附文化醸成の一助を担い、県の基本方針に適合したものである。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方税法、特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>認定特定非営利活動法人に課せられる提出書類と備置書類の重複について改善の余地がある。</p>

条例の見直し結果概要

条 例 名	認定こども園の要件を定める条例													
施 行 日	平成18年12月28日													
所 管 室 課	県民局次世代育成部次世代育成課													
条 例 の 概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の規定に基づき、認定こども園の職員の配置、資格、施設設備、教育・保育の内容等について定めている。													
検 討	視 点	検 討 内 容												
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第3条で、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとされており、本条例は必要である。												
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>認定こども園の認定件数は、特に平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行以降増加しており、多様な教育・保育サービスの充実に効果を上げていることから、本条例は有効に機能している。</p> <p>[備考] 認定こども園数 100園（平成29年4月1日時点）</p> <p>○認定件数の推移（過去5年間）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>13件</td> <td>22件</td> <td>22件</td> </tr> </tbody> </table>			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	6件	3件	13件	22件	22件
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度									
	6件	3件	13件	22件	22件									
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	県内の保育サービスの充実に必要な最低限の基準を定めており、効率的なものである。												
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、安心して生み育てる環境の実現に向けて、保育サービスの基盤づくりと子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の提供を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。												
適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとする認定こども園法第3条に基づくものであり、規定の内容は条例の目的に照らして合理的であり、憲法、法令に抵触しない。なお、関連法改正に伴い、平成26年、27年、28年及び29年に条例改正を実施している。													
その他														
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>⑤ 廃止を検討する。</li> </ol>			理 由 等										
				現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。										

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	
施 行 日	平成19年7月1日	
所 管 室 課	県民局次世代育成部青少年課	
条 例 の 概 要	青少年の喫煙及び飲酒を防止する社会環境の整備に向けて、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	未成年者に対するたばこ及び酒類の知情販売（提供）の禁止については、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法等に規定されているが、これらの法律には、対面販売（提供）や自動販売機による販売の際の年齢確認の方法が具体的に規定されていない。 本条例は、証明書等による年齢確認、自動販売機への成人識別装置の設置等具体的な年齢確認の方法について定めているものであり、必要な条例である。
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、青少年の喫煙及び飲酒の防止という目的について一定の効果が上がっている。また、事業者の販売時における年齢確認や県民への周知に関する自主的取組も広がっている。 さらに、未成年者の喫煙・飲酒経験率や補導件数も低下傾向にあり、本条例は有効に機能している。
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	法では、年齢確認の方法について規定されていないため、本条例で年齢確認の方法として、証明書等による年齢確認、自動販売機への成人識別装置の設置を規定している。これは、法の内容を補完し、より一層年齢確認の実効性を図るためのものであり、青少年の喫煙飲酒防止のため、必要最小限の規制である。 本条例に基づく取組・周知等は、関係機関や関係団体と協働して推進している。 また、青少年課及び地域県政総合センターの職員が、必要に応じて立入調査などを実施して条例遵守の指導を行い、法の取締機関である警察とも連携して対応するなど十分な体制がとられている。こうしたことから本条例の規定内容及び執行・運用は効率的に行われている。
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策「青少年が健全に育つ環境の整備」に位置付けられている「青少年の喫煙や飲酒を防止するしくみづくり」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	法で規制する年齢確認の実効性を図るため、その具体的な方法を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。
	その他	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

### 3 国際言語文化アカデミアの機関評価結果と今後の対応について

#### (1) 経過

国際言語文化アカデミア（以下「アカデミア」という。）は、設置後3年を経過した平成26年度に、外部の有識者により機関評価を実施した。

この機関評価において、「3年毎の組織等の在り方についての外部評価の実施」が提言されたことを踏まえ、平成29年度に2回目の機関評価を実施した。

なお、今後、機関評価委員会からの報告を受け、平成30年度以降に評価結果を踏まえた対応を図ることとしている。

#### (2) 機関評価の結果

##### ア 実施状況

アカデミアの今後の方向性等について検討するため、外部の有識者6名による機関評価委員会が、アカデミアが担う機能や組織・運営について、評価と今後の在り方を提言

【開催状況】 第1回（平成29年7月30日）、第2回（同10月13日）、  
第3回（同12月1日）、第4回（平成30年1月18日）

##### イ 評価結果の概要

##### (ア) 3年間の取組みに対する評価及び課題

##### a 機能

##### 【課題（事業横断的事項）】

- ・ 独創的で魅力的な研修・講座内容の継続と事業の意義の社会への発信
- ・ 受講者が到達目標を達成するための方策をカリキュラムに反映し、自己評価につなげていくプロセスの確立
- ・ 講座内容への神奈川の観光地、地域文化等の地域資源の更なる盛り込み
- ・ ボランティア活動につながる受講者の意識の醸成

##### (a) 外国語にかかる教員研修事業

【評価】 県教育委員会等とより一層連携を密にし、多くの教員の資質向上を図っており、英語教育改革に取り組むなど、研修機関として着実に成果を上げている。

【課題】 ・ 現場の英語教員への支援をより効果的に行うための研修内容の更なる改善  
・ 多文化共生社会推進の意識をもつ英語教員の育成や

学習指導要領改訂への対応等の要素の成果指標への取り入れ

- ・中核的な英語教員研修修了者について、県の英語教育の指導的立場での活躍に結び付けるなど、キャリア形成に有効活用される道すじの一層の明確化

(b) 異文化理解支援事業

**【評価】** 前回の機関評価の提言を受け、地域で中心となって活躍する人材育成のための講座編成に見直し、内容も外国人と日本人の価値観や感覚の違いを取り上げるなど工夫が見られる。

- 【課題】**
- ・文法的な正確性より訪日外国人等とのコミュニケーション成立の重視
  - ・講座修了者のボランティア実践に向けた、アフターフォローの仕組みづくり
  - ・成果指標として活用するCan-do調査<sup>(注)</sup>の項目の改善

(注) Can-do調査：外国語を使って何がどれだけできるかを自己評価するアンケート調査

- ・外国の社会、文化等の理解を深める内容の一層の充実

(c) 外国籍県民等支援事業

**【評価】** 日本社会の理解に至る支援をより一層充実し、外国籍県民が暮らしやすい環境づくりに取り組んでおり、行政サービスのための「やさしい日本語」講座の積極的な推進も評価できる。

- 【課題】**
- ・ボランティア実践者の居住地の成り立ちや特性を外国籍県民とも共有する視点の取り入れ
  - ・外国籍県民向け講座における、地域を理解し、地域社会に参加しやすい情報の提供などの仕組みづくり
  - ・地域で活躍する外国籍県民の講師への活用などによる、一層の相互異文化理解の促進

(d) 研究

**【評価】** 研修・講座に反映できる教材開発等の実践的な研究を進め、学会発表等で成果を還元している。

- 【課題】**
- ・研究は研修・講座の充実のために重要であることを踏まえた、研究と研修・講座のバランスへの配慮
  - ・研究成果の外部による評価、助言を受ける機会の確保

b 組織

【評価】 教員は、旧県立外語短期大学からの正規教員に加え、幅広い講座ニーズへの対応や退職教員補充のため、任期付教員や非常勤教員を配置し、外部講師を活用している。

【課題】 ・教員総数や正規教員の減少による幅広いニーズへの対応の困難化

- ・今後3年間において、ほとんどの正規教員が定年退職
- ・事業の特性等に応じた正規教員、任期付教員、非常勤教員、外部講師の適切な配置
- ・人材の外部流出を勘案した、任期付教員の採用原則化の運用の再検討
- ・研究、研修・講座、内部管理、対外的調整をバランスよく進める人材の育成と組織マネジメント

c 運営

(a) 財務関係

【評価】 前回の機関評価の提言を受け、受講料単価の改定、資格取得支援講座の有償化等による収入増と、効率的な事業費執行等による支出減により、収支差額を縮小している。

【課題】 ・費用対効果は事業ごとの成果指標をもとに判定が必要

- ・民間に委ねることが可能な事業の有無の検証
- ・民間が担うことが難しい公共性の高い事業の充実

(b) 関係団体との連携

【評価】 関係団体と適切に役割分担を図り、事業目的の重なる分野は連携して研修・講座を実施し、サテライト講座や土曜日開講の充実等により受講機会の拡充を図っている。

【課題】 ・各団体の設立趣旨や特色、立地を踏まえた連携・協力も視野に入れた、県の役割の今日的視点での整理

(イ) 今後の在り方についての提言

上記(ア)に掲げる【課題】を踏まえ、以下の提言が示された。

a アカデミアが担う機能

今後、以下の点に留意して事業に取り組むことが望まれる。

- ・アカデミアが担う使命・役割の重要性は、今後さらに増大すると考えられるため、引き続き公的な役割を維持しながら、

研修・講座内容を充実していく。

- ・ 事業実施に当たり、神奈川が持つ地域資源を取り入れ、外国人に対し身近な日本社会の実情を発信していくとともに、外国籍県民の積極的な参画も得ながら、県民に対して異文化理解を促す講座を開催していく。
- ・ ボランティア活動の実践に向けて、受講者の意識を醸成していくとともに、講座修了者へのアフターフォロー、関係機関への周知、人材活用の仕組みづくり等により、実践的な活動につなげていく。
- ・ 事業ごとに成果指標と数値目標の検証を進め、目標達成のための方策をカリキュラムに反映し、成果指標そのものも不断に見直す。
- ・ 研修・講座の充実のために研究は非常に重要であり、研究成果について外部による評価の機会等を確保しながら、教員の研究と研修・講座のバランスをとる。

(a) 外国語にかかる教員研修事業

- ・ 新学習指導要領やグローバル教育の動向等をより一層情報収集し、研修内容をさらに改善していくこと
- ・ 中核的な英語教員研修修了者について、教員のキャリア形成に有効活用される道すじを一層明確にすること

(b) 異文化理解支援事業

- ・ コミュニケーションの成立を重視する内容とし、外国の社会、文化等の理解を深める内容を一層充実すること
- ・ 講座修了者の実践的活動に向けて、的確にアフターフォローする仕組みづくりを行うこと

(c) 外国籍県民等支援事業

- ・ 地域の成り立ちや特性を外国籍県民とも共有する視点を取り入れること
- ・ 外国籍県民向け講座において、地域を身近に理解し、地域社会に参加しやすい情報を提供する仕組みづくりを行うこと
- ・ 外国籍県民の講師への活用などにより、相互の異文化理解を一層深めること

b アカデミアの組織及び運営の在り方

- ・ アカデミアの機能を担うために事業水準の維持・充実を図る必要があるが、正規教員が今後3年間で定年退職により大

幅な人数減が見込まれる中で、現在の組織体制では、事業の責任ある運営が難しくなることが大いに懸念される。

- ・ そのため、費用対効果の観点を含め、類似目的を有する関係団体との効率的・効果的な役割分担と連携・協力の在り方や、民間への事業委託の可能性といった視点からの検証を通して、3事業ごとの特性等も踏まえながら、幅広い視野から、機能を継続・充実するためにふさわしい組織・運営の在り方の検討に速やかに着手すべきである。

### (3) 機関評価を受けての対応

- ・ アカデミアが担う使命・役割は今後とも重要であるとの機関評価委員会の提言内容を踏まえ、機能については、コミュニケーションの重視や異文化理解の向上、外国籍県民との地域の特性等の共有化などの視点から、研修・講座内容の充実に向けた検討・見直しを行う。
- ・ また、組織・運営については、アカデミアの3事業ごとの特性等も踏まえながら、幅広い視野から、機能を継続・充実するためにふさわしい組織・運営の在り方について、速やかに検討を開始する。

## 4 かながわ子どもみらいプランの中間年の見直し案について

### (1) 経緯

すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、計画期間を平成27年度から平成31年度までとするかながわ子どもみらいプラン（以下「プラン」という。）を平成27年3月に策定した。

プラン策定の後、子ども・子育て支援法の「基本指針（※）」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しや、プランの達成状況の点検・評価結果を踏まえ、中間年である平成29年度に見直しを行うこととし、見直し素案を平成29年第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に報告した。

見直し素案に対する県議会の意見、県民意見募集（パブリックコメント）の結果等を踏まえ、このたび見直し案を取りまとめた。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

### (2) 見直し素案に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 平成29年12月13日～平成30年1月11日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 31件

(イ) 意見の内訳（個人：17人、団体：0団体）

区分		件数
1	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に関する意見	7
2	幼児期の教育・保育に従事する人材の確保・質の向上に関する意見	2
3	その他の「主な取組み事業」に関する意見	20
4	目標設定項目及び目標値に関する意見	2
合計		31

ウ 反映状況

区分		件数
A	見直し案へ反映したもの（意見の趣旨を既に記載している場合を含む）	8
B	意見の趣旨が既に当初計画に盛り込まれているもの	14

C	今後の取組みの参考とするもの	6
D	見直し案に反映できないもの	3
合計		31

## エ 主な意見

- (ア) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- もっと保育所を増やして、希望した全員が保育所に入れるようにしてほしい。(A)
  - 幼児教育が無償化されるのはありがたいが、保育所に入れないのであれば意味がない。保育所の整備や人材の確保が先決である。(A)
  - 子どもの事故のニュースなどもあり、保育所の数をいたずらに増やすのは不安。子どもを安全・安心に預けられるよう、保育所の質の確保にもしっかりと取り組んでほしい。(B)
- (イ) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保・質の向上
- 保育士の待遇を改善してほしい。(B)
  - 保育士になりたい人を増やすためには、賃金を上げるしかない。保育士の賃金に対する独自補助を実施してほしい。(C)
- (ウ) その他の「主な取組み事業」
- 放課後児童クラブの整備にも力を入れるようにしてほしい。(A)
  - 子どもが病気のとくに預けられるところを作ってほしい。(A)
  - 保育所を作るだけでなく、子育てについて相談できる場を身近なところに作ってほしい。(B)
  - 共働きが多くなっている中で、長時間労働を前提とした働き方では、子育ても上手くいかない。子育てするうえでは働き方の見直しも重要。(B)
  - 子育てに関する悩みは多様化、複雑化しており、子育て支援を行う団体に対する支援に取り組んでほしい。(C)
  - 学校における食育の推進のため、全ての学校での給食の実施を求める。(D)
- (エ) 目標設定項目及び目標値
- 放課後児童クラブにおいても待機児童が増えているとの報道がある。施設整備を早めて、一刻も早く放課後児童クラブの待機児童を解消してほしい。(C)

### (3) 見直しの概要

#### ア 幼児期の教育・保育の需給計画（表1）

33市町村のうち、25市町村（※）の子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、平成30年度及び31年度の数値を修正した。

※ 8市町は見直しなし。

見直し後の需給計画における計画最終年度（平成31年度）の需要量、供給量の計画値及び需給差について、見直し前の当初計画と比較すると次のとおりとなる。

#### (ア) 需要量

「3～5歳の教育希望」が減少（▲5,106人）するものの、「3～5歳の保育希望」（+6,397人）及び「1～2歳の保育希望」（+7,825人）が増加するため、全体では10,338人増の296,265人となる。

#### (イ) 供給量

「3～5歳の教育希望」に対する供給は微増（+367人）に留まるものの、「3～5歳の保育希望」（+6,461人）及び「1～2歳の保育希望」（+7,775人）に対する供給が増加するため、全体では16,224人増の319,215人となる。

#### (ウ) 需給差

需要量の増加を踏まえた供給量の拡充を図ることで、見直し前の当初計画同様、すべての年齢等の区分において供給量が需要量を上回る。

【表1 見直し後の需給計画】

（単位：人）

	H30年度					H31年度				
	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号(0～2歳:保育希望)		計	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号(0～2歳:保育希望)		計
			0歳	1～2歳				0歳	1～2歳	
①需要量 (量の見込み)	122,607 (▲3,384)	93,470 (+4,324)	15,355 (+423)	62,243 (+5,464)	293,675 (+6,827)	118,129 (▲5,106)	96,059 (+6,397)	16,339 (+1,222)	65,738 (+7,825)	296,265 (+10,338)
②供給量 (確保の内容)	139,086 (▲955)	96,498 (+3,012)	16,016 (+743)	61,444 (+4,715)	313,044 (+7,515)	134,307 (+367)	100,978 (+6,461)	17,286 (+1,621)	66,644 (+7,775)	319,215 (+16,224)
②-① (需給差)	16,479	3,028	661	▲799	19,369	16,178	4,919	947	906	22,950

※（ ）は当初計画からの増減

イ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数（表2）

見直し後の需給計画における供給量の増加や職員配置の実態等を踏まえて見直したところ、平成31年度の必要見込み人数は、保育士（32,439人：7,610人増）をはじめ、多くの職種で見直し前と比べて増加となる。

【表2 見直し後の必要見込み人数】

(単位:人)

職種	H28年度 (実績値)	H30年度(計画値)			H31年度(計画値)		
		見直し後 (A)	見直し前 (B)	A-B	見直し後 (A)	見直し前 (B)	A-B
保育教諭	1,280	2,443	2,106	+337	2,797	2,462	+335
保育士	26,129	30,128	24,327	+5,801	32,439	24,829	+7,610
幼稚園教諭	7,898	7,794	7,045	+749	7,492	6,717	+775
保育従事者	56	147	184	▲ 37	186	218	▲ 32
家庭的保育者	118	191	232	▲ 41	241	248	▲ 7
家庭的保育補助者	188	358	165	+193	435	174	+261

## ウ 主な取組み事業

プラン策定後に実施又は実施予定の施策・事業の追加等を行った。

### (ア) 待機児童対策

- 「待機児童解消加速化プラン」に代わり、平成29年5月に発表された国の新たな待機児童対策である「子育て安心プラン」や、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、国及び市町村と連携した保育所等の受け皿整備を進めるよう修正
- 特に人数の多い1、2歳児の待機児童解消に向けた、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、幼稚園の一時預かり事業における対象児童の2歳児までの拡大等を追加
- 市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じた市町村との連携強化を追加

### (イ) 子ども・子育て支援に関する取組み

- 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実として、休日保育を実施する市町村への支援を追加
- 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援として、他の市町村の取組状況についてのわかりやすい情報提供と担当者研修の

実施を追加

(ウ) プラン策定後に実施又は実施予定の施策・事業等

- ・ 「子どもの未病対策の推進」、「かながわ子どものみらい応援団による機運の醸成」等9事業を追加
- ・ 事業名称の変更や、事業内容の充実及び一部廃止等に伴い22事業で記載内容を修正

エ 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値  
上記ア～ウの見直しや目標の達成状況等を踏まえ、次の15件の項目  
について、目標設定項目の追加や目標値の修正等を行った。

- ・ 「教育・保育施設の利用定員数」等、需給計画等の見直しに伴う  
目標値の修正 7件
- ・ 「病児・病後児保育事業の実施市町村数」等、地域子ども・子育て  
支援事業の充実に関する目標項目の追加・修正 2件
- ・ 「男性の育児休業取得率」等、毎年度の数値の把握が困難なため、  
把握する数値の内容を変更 3件
- ・ 「かながわ子育て応援パスポートの施設数」等、最終年度の目標  
を達成していることから目標値を上方修正 2件
- ・ 数値の出典となる国の調査項目の変更に伴う修正 1件

#### (4) 今後の予定

平成30年3月 プラン見直し案について神奈川県子ども・子育て会議  
で審議  
見直し後のプランを公表